

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

北斗市（以下「市」という。）は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

「市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）」は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び道の国民の保護に関する計画（以下「道国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、道国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、道、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

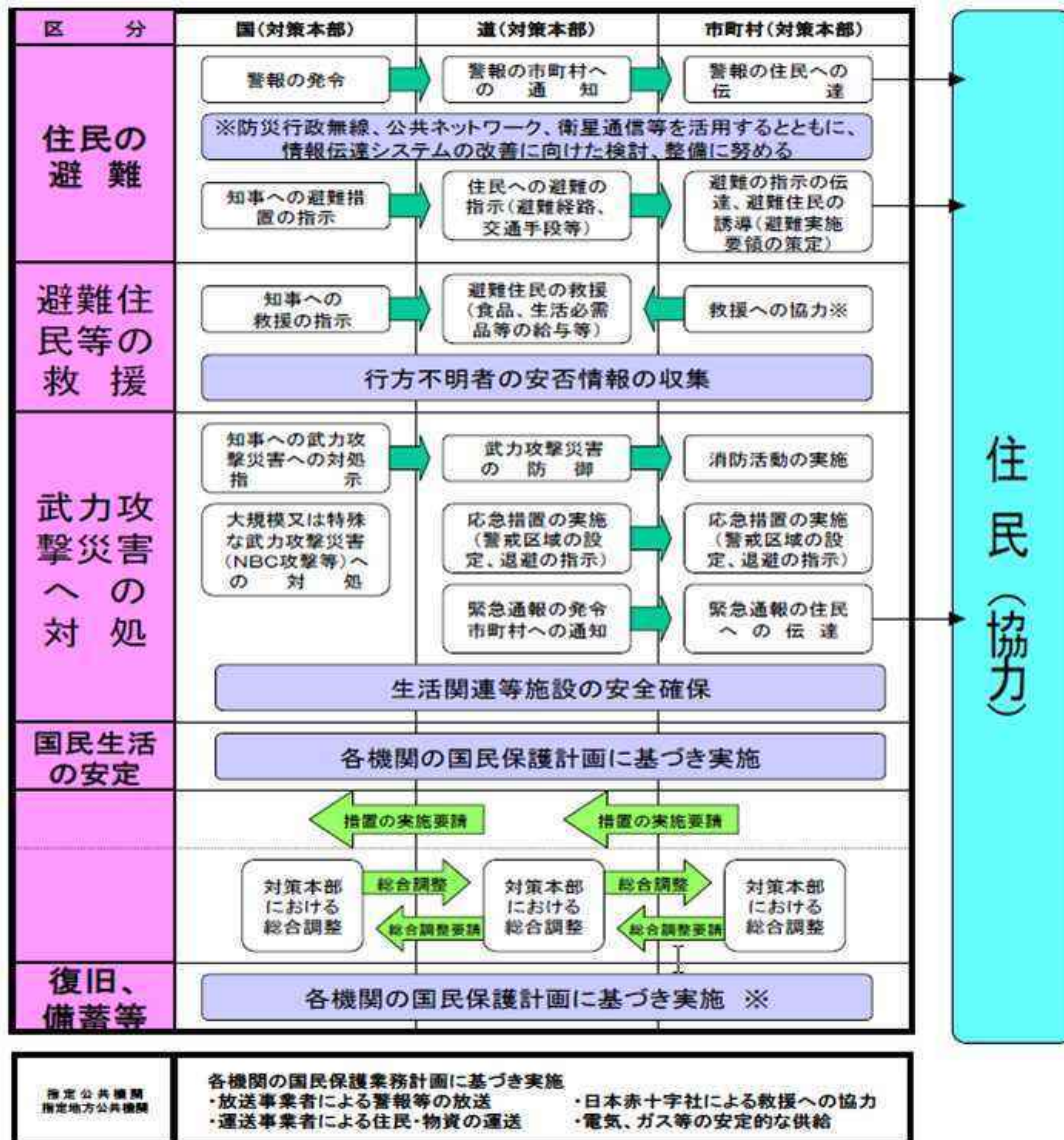
※【外国人への国民保護措置の適用】

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

※【国民保護措置の全体の仕組み】



○ 市の事務又は業務等

機関の名称	事務又は業務の大綱
北 斗 市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供、外国人安否情報の収集の協力その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集及び報告その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給、生活関連物資等の価格の安定、管理施設の応急の復旧その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄 10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○ 関係機関の連絡先

【関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等（自衛隊含む）】

名 称	担当部署	所 在 地	電 話 FAX	その他の連絡 方法
自衛隊函館地方協力 本部	渉外広報室	函館市広野町6-25	0138-53-6241 (内408)	・函館駐屯地を經由 ・口頭伝達
陸上自衛隊 第28普通科連隊	連隊本部第3科	函館市広野町6-18	0138-51-9171 (内239)	・渡島総合振興局を經由 ・口頭伝達
海上自衛隊 函館基地隊	警備科	函館市大町10-3	0138-23-4241 (内221)	・函館駐屯地を經由 ・口頭伝達
函館開発建設部 函館道路事務所	総務課	北斗市追分4-11-2	0138-49-2631	・口頭伝達 ・文書伝達
北海道運輸局 函館運輸支局	総務企画課	函館市桔梗町555-24	0138-49-8862	・口頭伝達 ・文書伝達
北海道農政事務所 函館地域センター	地域第二課	函館市市場町24-3	0138-54-2503	・口頭伝達 ・文書伝達
函館地方气象台	業務課	函館市美原3-4-4	0138-46-2211	・口頭伝達 ・文書伝達
函館海上保安部	警備救援課	函館市海岸町24-4	0138-42-4312	・口頭伝達 ・文書伝達

【関係道機関（道警察含む）】

名 称	担当部署	所 在 地	電 話 FAX	その他の連絡 方法
北海道函館方面 函館中央警察署	警備課	函館市五稜郭町15-5	0138-54-0110 FAX兼	・口頭伝達 ・文書伝達
北海道渡島総合振興局 地域政策部	地域政策課	函館市美原4-6-16	0138-47-9430 0138-47-9400	行政情報ネットワーク 6-250 2191
北海道渡島総合振興局 函館建設管理部	地域調整課	函館市美原4-6-16	0138-47-9605	行政情報ネットワーク 6-250 4140
北海道渡島総合振興局 保健環境部	保健行政室 企画総務課	函館市美原4-6-16	0138-47-9524	・口頭伝達 ・文書伝達

【関係市町村機関】

名 称	担当部署	所 在 地	電 話 FAX	その他の連絡 方法
函 館 市	総務課 (防災担当)	函館市東雲町4-13	0138-21-3111 27-6489	行政情報ネットワーク 6-260 33648
七 飯 町	総務課防災車 輛係	七飯町字本町6-1-1	0138-65-2511 66-2054	行政情報ネットワーク 6-267 3-215
木 古 内 町	総務課総務グ ループ	木古内町字本町218	01392-2-3131 2-3622	行政情報ネットワーク 6-264 3-215

【その他の機関】

名 称	担当部署	所 在 地	電 話 FAX	その他の連絡 方法
南渡島消防事務組合	消防本部	北斗市中央2-6-6	0138-73-5130 73-6694	・北斗市防災無線 ・口頭伝達
北斗消防署	本 部	北斗市中央2-6-6	0138-73-3191 73-6694	・北斗市防災無線
北海道電力(株) 函館支店	企画総務 グループ	函館市千歳町25-15	0138-22-4111 22-2516	・口頭伝達 ・文書伝達
東日本電信電話(株) 北海道事業部 北海道南支店	統括班	函館市東雲町14-8	0138-21-2011	・口頭伝達 ・文書伝達
北海道旅客鉄道(株) 北斗市各駅	七重浜駅 上磯駅	北斗市七重浜2-32-21 北斗市飯生2-7-6	0138-49-2980 0138-73-2049	・口頭伝達 ・文書伝達
市内各郵便局	北斗北郵便局 北斗郵便局	北斗市本町25-2 北斗市飯生2-11-1	0138-77-9700 0138-73-7797	・口頭伝達 ・文書伝達
北斗市医会	医会長	北斗市	0138--	・文書伝達
北斗市自治会町内会	86町内会自治会			

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、国民保護措置を適切に実施するに当たり、市の地理的、社会的特徴等について次のとおり定める。

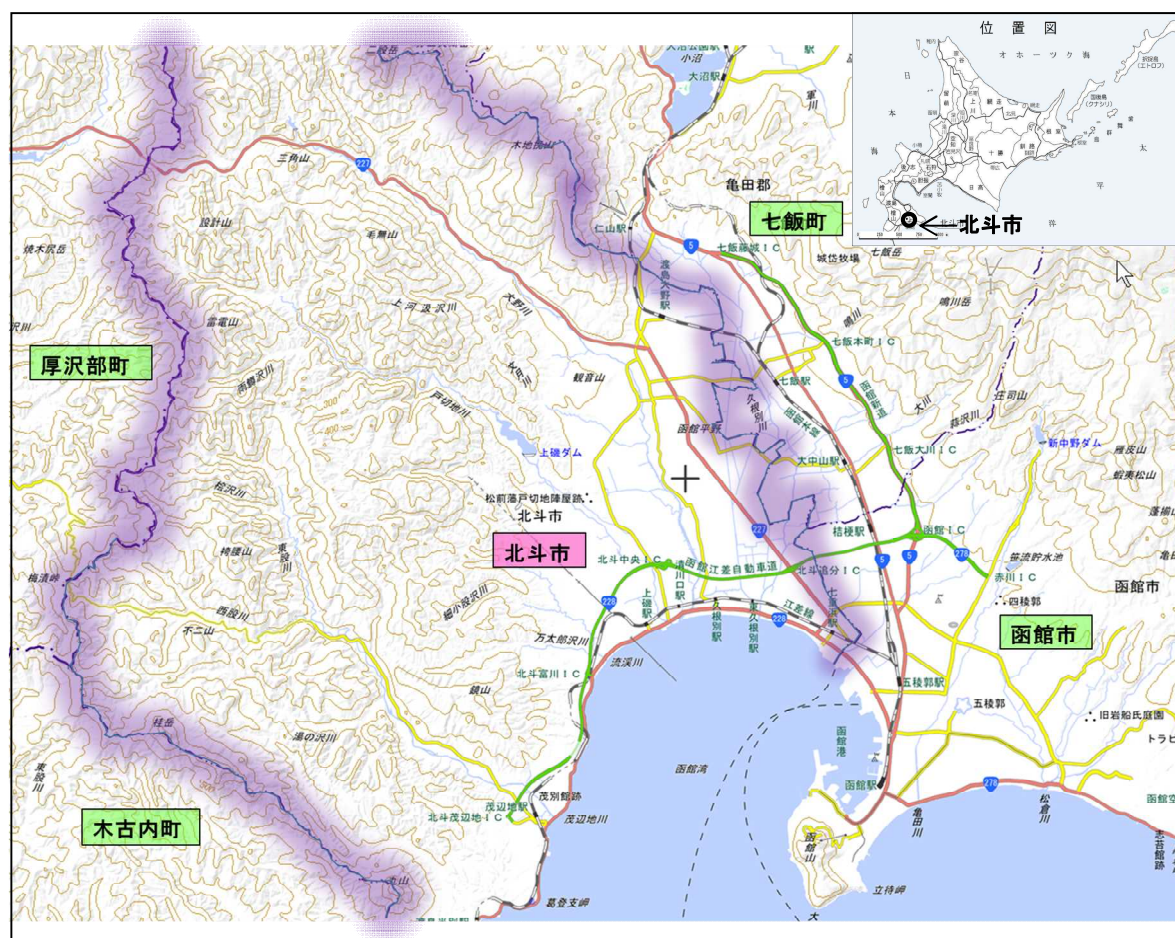
(1) 地 形

北海道の南西部渡島半島の南端に位置し、津軽海峡、函館湾に面し、東経140度43分～140度49分、北緯41度43分～41度49分で、東西約24Km、南北約31Kmで、面積は約397.3平方Km、東南部は函館市、北部は森町、七飯町、檜山管内厚沢部町、西部は木古内町に接している。

北西から南西部が山岳地帯で、南東部は函館平野の一部、東から西にかけて津軽海峡、函館湾に面した海岸沿いであり、大野川、戸切地川、流溪川、茂辺地川等の河川は津軽海峡、函館湾に注ぎ、流域に沿って拓ける平坦地は水成岩の沖積土よりなり、地味肥沃である。

山岳地帯は石灰岩で海岸沿いは粘土、岩盤となっている。

【北斗市概要図】



(2) 気候

北海道の南西部に位置し、梅雨期間はなく、月別平均気温は、冬季において1月が最も低く氷点下3.7度、夏季において8月が最も高く21.3度と年間を通して北海道内としてはのぎやすい気候である。又、降雪については、11月から3月の間であり、過去30年間の平均最深積雪は2月の41cmである。

以下、過去30年間（1981年～2010年）の月別降水量・平均気温等・風速・日照時間・最深積雪等を表及びグラフで表示する。

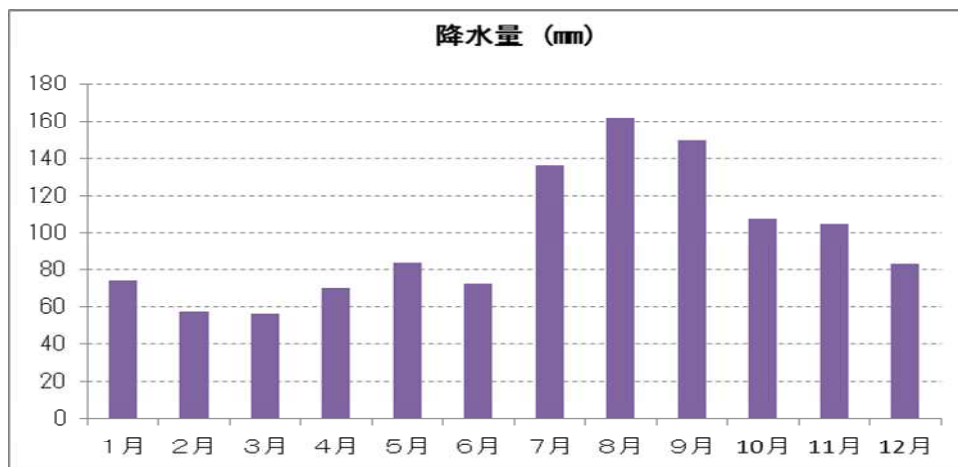
北斗市の気候

(函館地方气象台提供資料)

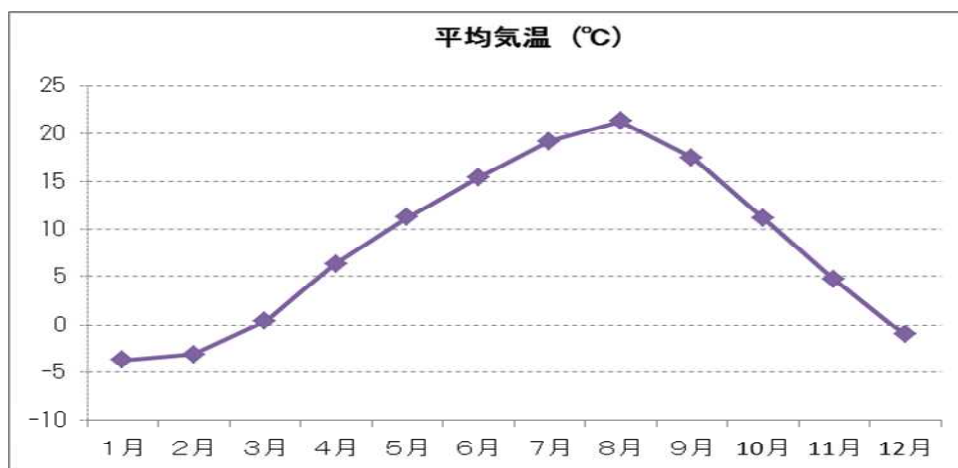
項目	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	日最高気温 (℃)	日最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)	最深積雪 (cm)
統計期間	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1990～ 2010	1981～ 2010
資料年数	30	30	30	30	30	30	30
1月	74.1	-3.7	0.0	-8.2	2.1	80.2	35
2月	57.7	-3.1	0.7	-7.9	2.2	98.6	41
3月	56.9	0.4	4.5	-4.0	2.5	135.8	29
4月	69.7	6.4	11.4	1.5	2.7	174.4	2
5月	83.8	11.3	16.4	6.6	2.7	185.2	-
6月	72.9	15.4	19.9	11.5	2.4	162.0	-
7月	136.6	19.2	23.2	15.9	2.2	121.7	-
8月	162.2	21.3	25.6	17.7	2.0	138.4	-
9月	150.0	17.5	22.5	12.9	2.1	152.4	-
10月	107.6	11.2	16.4	6.0	2.0	149.5	0
11月	104.9	4.7	9.0	0.4	2.2	96.2	11
12月	83.5	-1.0	2.6	-5.0	2.1	75.6	23
年	1158.6	8.3	12.7	4.0	2.3	1573.8	45

※ 観測地点：北斗（アメダス）ただし、最深積雪は函館地方气象台測候所の数値

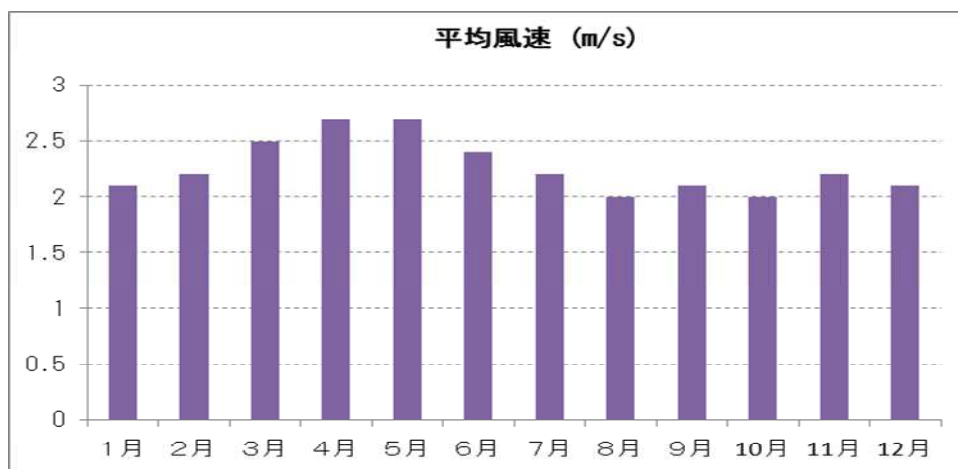
【月別平均降水量】



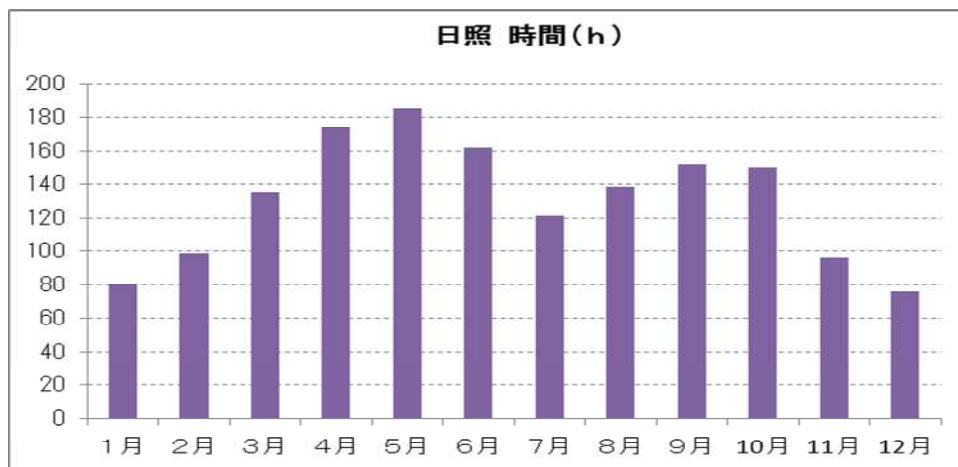
【月別平均気温】



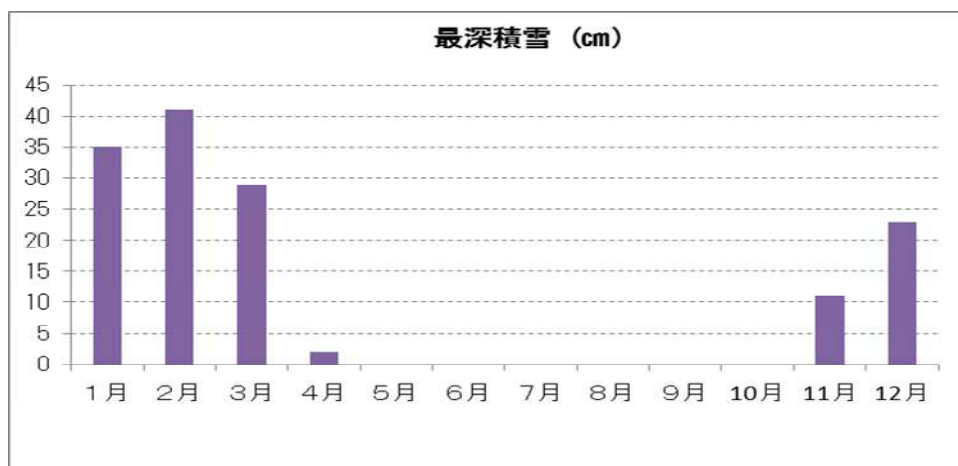
【月別平均風速】



【月別平均日照時間】



【最深積雪】

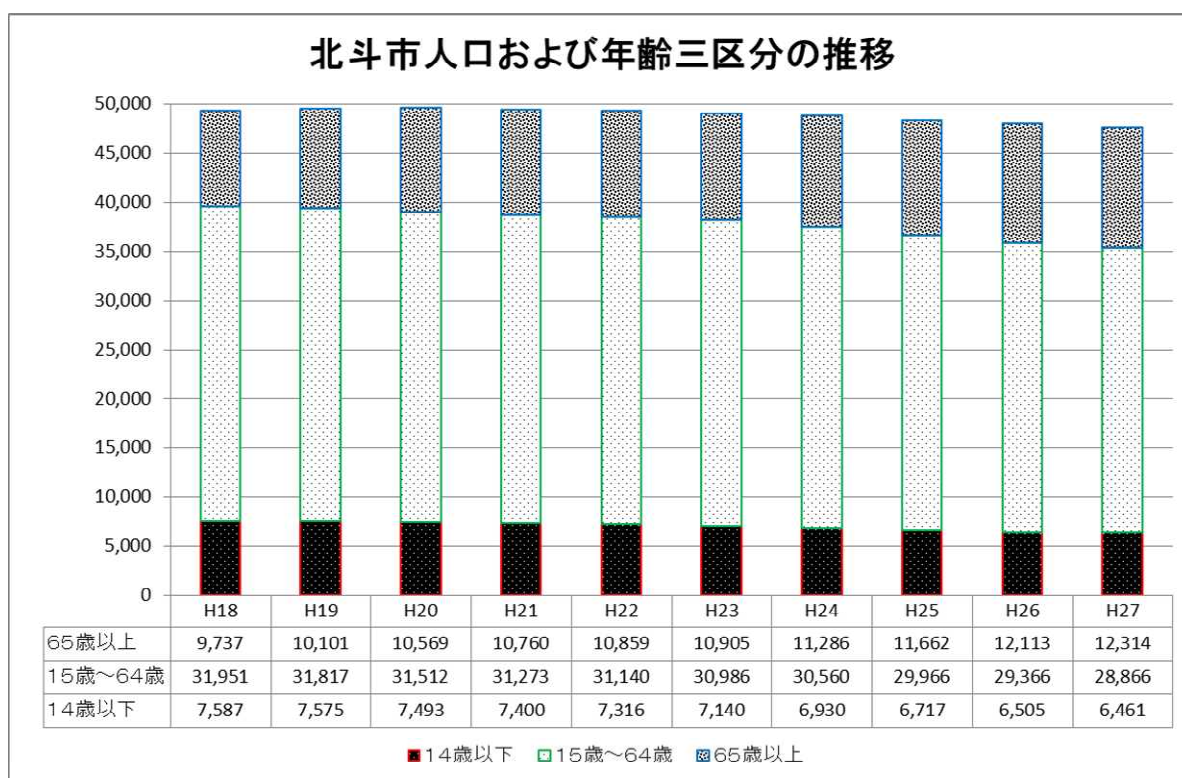


(3) 人口分布

人口は、平成27年4月末現在、47,641人（世帯数21,884）であり、平成18年の市創設以来、増加傾向にあったが、平成20年を境に減少しつつある。

また、本市の人口を14歳以下の年少人口、15歳～64歳の生産年齢人口、65歳以上の高齢者人口の年齢三分区で動向を考察すると、年少人口と生産人口が減少しているのに対して、高齢者人口が増加しており、このことから人口の少子高齢化が進行していることが伺える。

以下、人口の推移及び年齢三分区の人口割合を表、グラフで表示する。



(4) 道路の位置等

国道227号線が江差、厚沢部町方向から市の南北を横切り函館市まで、国道228号線が函館市から海岸線に沿って市の東西を木古内、知内町方向に延びている。また、高規格道路の函館江差自動車道が東から西に延び茂辺地 IC まで完成している。国道5号線は、市地域を通過していないが道南と道央を繋ぐ最も重要な主要幹線道路である。

尚、主な道道として上磯・峠下線(96号)、大野・上磯線(756号)が七飯町方面から概ね並行して市の南北に延びている。

(北斗市地域の主要幹線道路)



(5) 鉄道、空港、港湾の位置等

鉄道は、JR 津軽海峡線、江差線が市南地域を函館から木古内方面に延び、函館本線の一部が市北部を東西に横断している。

また、北海道新幹線は、平成28年3月26日に開業し、本市北部に新函館北斗駅が開設される。

港湾は、市地域に重要港湾、地方港湾を有していないが、南端は函館湾、津軽海峡に面し上磯漁港、茂辺地漁港、当別漁港がある。いずれの漁港も水深は2m～3mであり、大型船の接岸はできない。各岸壁延長は、上磯漁港が230m、茂辺地漁港が356m、当別漁港が239mとなっている。また、太平洋セメントの積み出し海上栈橋が船舶接岸部も含めて沖合約2Kmに付設されており6万トンタンカーの着栈も可能である。

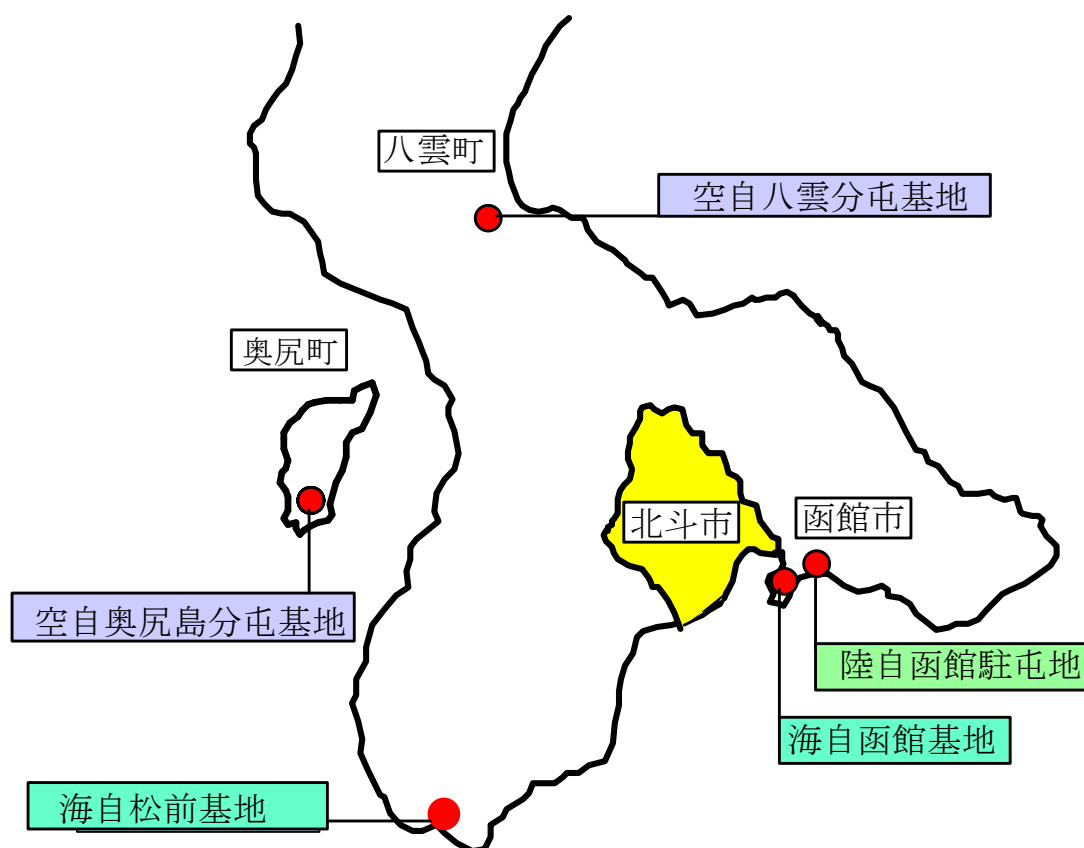
(鉄道・港湾・空港等)



(6) 自衛隊施設等

自衛隊施設は、陸上自衛隊が函館市の函館駐屯地に第28普通科連隊が駐屯、海上自衛隊は函館市の函館基地に第45掃海隊が所在、掃海艇3隻を保有しているとともに松前町に基地が所在する。

また、航空自衛隊は八雲町の八雲分屯基地に第20、23高射隊が所在、航空機は保有していないが長さ約1800m、幅約45mの滑走路を有し、小型機及び双発機の着陸は可能となっている。奥尻町には、レーダーサイトを有する基地が所在する。



第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり北海道国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、道国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- (1) 着上陸侵攻
- (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃
- (3) 弾道ミサイル攻撃
- (4) 航空攻撃

2 緊急処理事態

市国民保護計画においては、緊急処理事態として、道国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム破壊
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入（以下「NBC」という。）
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来